

参考資料6－3

(照会先)

社会保険庁総務部職員課

川井・武田（内3525）

電話直通 3595-2709

平成17年12月27日
社会保険庁

業務目的外閲覧行為者に対する処分について

社会保険庁の職員が行った業務目的外閲覧行為については、平成17年12月5日に調査結果及び処分の考え方を公表し、処分の手続きを進めてきたところであるが、本日付で、業務目的外閲覧行為者等2,694人の処分を行い、併せて監督者等579人の処分を行った。

1. 業務目的外閲覧行為に関する行為者の処分（2,694人）

業務目的外閲覧行為を行った者及び自らの閲覧行為であることを否定した者に対する処分については、閲覧時期、閲覧回数、行為時における職責、自己申告の有無により、処分量定を加重し、次のとおり処分した（懲戒処分973人、矯正措置1,721人）。

（1）平成16年1月から12月までの閲覧行為者等に対する処分（2,690人）

① 守秘義務に違反した者（3人）

処分量定		官職等	概要
停職	停職2月	大阪社会保険事務局 保険課業務管理室 専門官	友人に對し、職務上個人情報を閲覧できる旨を話し、友人から、著名人の住所を調べてもらいたい旨依頼され、5名の住所、生年月日を窓口装置で調べ、16年7月下旬に提供した。国家公務員法第100条（守秘義務）違反。
	停職1月	鹿児島社会保険事務局 奄美大島事務所 非常勤職員	同窓会開催の通知に、住所不明者について住所を知る者は幹事に連絡して欲しい旨、付記されていたため、11名の住所を窓口装置で調べ、16年9月下旬、住所を知った経緯を明かすことなく、同窓会幹事に提供した。国家公務員法第100条（守秘義務）違反。
	停職1月	川内社会保険事務所 専門官	同窓会幹事から同級生1名の住所を訪ねられたため、窓口装置で住所を調べ、16年10月下旬、住所を知った経緯を明かすことなく、同窓会幹事に提供した。国家公務員法第100条（守秘義務）違反。

②業務目的外で国會議員等個人情報の閲覧を行った者 (1, 375人)

処分量定		閲覧時期	行為内容	人数	人数合計
減 給	3月(10%)	6・7月	6級以上の職員、自己申告なし、回数頻繁	1人	20人
			5級以下の職員、自己申告なし、回数頻繁	15人	
		8月以降	6級以上の職員、回数頻繁	1人	
			6級以上の職員、自己申告なし	3人	
	2月(10%)	6・7月	5級以下の職員、自己申告なし、回数頻繁	10人	70人
			6級以上の職員、自己申告なし	4人	
		8月以降	5級以下の職員、回数頻繁	11人	
			5級以下の職員、自己申告なし	35人	
			6級以上の職員	10人	
			5級以下の職員、回数頻繁	5人	
戒 告	1月(10%)	6・7月	5級以下の職員、自己申告なし	42人	103人
			6級以上の職員	3人	
		8月以降	5級以下の職員	53人	
	5月以前	自己申告なし	669人	700人	
		5級以下の職員	31人		
計				893人	

訓 告	5月以前	6級以上の職員、回数頻繁	4人	4人
厳重注意（文書）	5月以前	5級以下の職員、回数頻繁	31人	129人
		6級以上の職員	98人	
厳重注意（口頭）	5月以前	5級以下の職員	349人	349人
計				482人

③自らの閲覧行為であることを否定した者（1, 312人）

処分量定		閲覧時期	行為内容	人数	人数合計	
減給	2月(10%)	8月以降	6級以上の職員	2人	2人	
	1月(10%)	6・7月	6級以上の職員	8人	27人	
		8月以降	5級以下の職員	19人		
戒 告		6・7月	5級以下の職員	44人	44人	
計					73人	

厳重注意（文書）	5月以前	6級以上の職員	233人	233人
厳重注意（口頭）	5月以前	5級以下の職員	1, 006人	1, 006人
計				1, 239人

※ 上記のほか、16年7月に処分を受けた者130人（厳重注意（文書）43人、厳重注意（口頭）87人）については、今回の処分においても同内容となったことから、今回、新たに追加して処分する事情にないと判断し、処分対象から除外した。

このほか、今回の調査において上記②または③に該当すると確認されているが、退職しているため処分できない者が185人（②該当112人、③該当73人）いる。

（2）平成17年4月以降の閲覧行為者に対する処分（4人）

処分量定	官職等	概要
停職2月	松山西社会保険事務所 非常勤職員	平成17年5月に、友人・知人等の記録を興味本位で閲覧した。（192回）

処分量定	処分者	行為時期等
減給	5級以下の職員 (1人)	平成17年4月から5月の間に、14回の閲覧
	6級以上の職員 (1人)	平成17年10月に3回の閲覧
	非常勤職員 (1人)	平成17年6月から7月の間に、3回の閲覧

2. 監督者等に対する処分（579人）

- 社会保険庁の最高責任者としての指導責任として、社会保険庁長官及び社会保険庁次長に対し、訓告の処分を行った。
- また、データ保護管理規程の周知徹底が不十分であったとして、平成16年6月当時の社会保険業務センター所長及び地方社会保険事務局長、合計42人に対し訓告を、さらに監督者責任として、社会保険業務センター部長及び社会保険事務所長等、合計260人に対し、厳重注意（文書）（133人）及び厳重注意（口頭）（127人）の処分を行った。
※ なお、この処分に該当するが、退職しているため処分できない者が30人（訓告相当3人、厳重注意（文書）相当19人、厳重注意（口頭）相当8人）いる。
- この他、業務カードの払出管理について、その責任を十分に果たしていなかったとして、システム運用責任者（275人）に対して、厳重注意（文書）の処分を行った。
※ なお、この処分に該当するが、退職しているため処分できない者が14人いる。

3 今後の対応について

（1）再発防止策

- 今回多くの職員に処分を行うこととなった事実を重く受け止め、これまで進めてきた措置を中心に更なる個人情報保護対策を徹底・強化することとし、その旨、全ての地方社会保険事務局長及び社会保険事務所長等に指示を行うこととしている。

① 職員の意識の啓発

平成16年5月に社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程の改正を行い業務目的外閲覧行為の禁止を明記し、平成17年4月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行にあわせ、「社会保険庁保有個人情報保護管理規程」を制定（17年3月）することにより個人情報保護のルール化を進めるとともに、平成16年9月より謝金職員等を含めた全職員に対する研修を実施し、職員に対する個人情報保護に関する周知徹底と意識の啓発に努めてきたところである。

さらに、個人情報保護の重要性の認識・浸透を確実に図るため、全職員に対し、改めて業務目的外閲覧の禁止の徹底を図るための特別集中研修を平成18年1月中に実施することとする。

② 管理・監視の徹底

端末の操作に必要なカード番号の固定化（一人一枚化）（16年7月）や本人識別のパスワードの導入（16年10月）による管理責任の明確化、被保険者記録へのアクセス内容を監視できる仕組みの導入による監視体制の強化（社会保険事務所：17年1月、社会保険業務センター：17年3月）を図るなどの保護措置を講じたところであり、これらの仕組みを通じた個人情報保護のための管理・監視を着実に実施する。

- さらに、今後、あらゆる機会を通じて、更なる個人情報保護に関する周知徹底と意識の啓発を図ることにより、職員の意識改革を進め、再発防止に万全を期とともに、本処分以降に業務目的外閲覧行為を行った職員については、社会保険庁職員としての自覚及び個人情報を扱う公務員としての適性に欠けるものと判断し、更に厳重な処分に処することとしており、上記と併せて、全ての地方社会保険事務局長及び社会保険事務所長等に通知することとしている。

（2）今後の人事政策への反映

- 業務目的外閲覧行為に関与したため、閲覧行為者及び閲覧否定者として処分された者に関する人事上の対応方針については、次のとおりである。
 - ① 業務目的外閲覧行為による処分を受けた者については、少なくとも平成18年度中は、昇任・昇格人事を行わない。
 - ② 戒告以上の懲戒処分を受けた者で、事務所課長以上の管理職にある者については、次期人事異動で管理職のポストから異動させる。
 - ③ 矯正措置の処分を受けた者のうち、幹部職員（8級以上管理職員）にあつた者で行為者として処分を受ける場合は、次期人事異動で管理職のポストから異動させる。
また、事務所課長以上の管理職にある者については、原則として人事を凍結する。全体の人事の中で、やむを得ず異動を行う場合にあっても、職務の困難性の高いポジションに異動させる。
 - ④ 非常勤職員で戒告以上の処分を受けた者については、採用に関する年度更新の手続きを行わない。
 - ⑤ 平成20年10月に発足予定の新組織の職員の任用においては、今回の処分を重視しつつ、勤務成績等に基づき公正に判断する。